

知的財産管理技能検定3級公式テキスト【改訂12版】をご購入いただいた皆様へ

第43回(2022年11月実施)以降の検定試験を受検される場合は、法改正に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定3級公式テキスト【改訂12版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第43回	2022年11月6日(日)	2022年5月1日
第44回	2023年3月12日(日)	2022年9月1日
第45回	未定	

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

改訂に関連する法律

農林水産省ホームページ

種苗法の一部を改正する法律

(施行:令和4(2022)年4月1日)

URL : <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syubyouhou/>

特許庁ホームページ

弁理士法の改正

(施行:令和4(2022)年4月1日)

URL : <https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/kaisetu/2022/document/2022-42kaisetsu/16.pdf>

※2022年7月13日現在

該当箇所	変更前	変更後
P16 Lesson 2 特許要件 5 先に出願されていないこと 3行目	公序良俗に反する発明には、偽札の製造機や、金塊密輸用 チョッキなどが該当します。	公序良俗に反する発明には、偽札の製造機や、金塊密輸用 チョッキ、 遺伝子操作により得られたヒト自体 などが該当 します。
P66 Lesson 9 意匠登録を受けるための手続き Keyword	願書、図面、一意匠一出願、拒絶理由通知、意見書、手続 補正書、拒絶査定不服審判、部分意匠、動的意匠、組物の 意匠、内装の意匠、秘密意匠	願書、図面、一意匠一出願、拒絶理由通知、意見書、手続 補正書、拒絶査定不服審判、部分意匠、動的意匠、組物の 意匠、 関連意匠 、内装の意匠、秘密意匠
P68～69 Lesson 9 意匠登録を受けるための手続き 3 特殊な意匠登録出願 (3) 組物の意匠 (4) 内装の意匠 (5) 秘密意匠	(3) 組物の意匠 「一組の コーヒ セット」のように、複数の物品が組み合 わさった組物に関しては、組物全体で統一があれば、多物 品であっても一意匠として登録を受けることができます (意8条)。	(3) 組物の意匠 「一組の 飲食用具 セット」のように、 同時に使用される 複 数の物品が組み合わさった組物に関しては、組物全体で統 一があれば、多物品であっても一意匠として登録を受ける ことができます(意8条)。
		(4) 関連意匠 1つのコンセプトから多くのバリエーションの意匠が継続 的に創作されることがあります。このように創作された複 数の意匠について、同一出願人から出願された場合に限り、 同等の価値を有するものとして保護するのが、関連意匠制 度です。この制度を利用するには、1つの意匠を「本意匠」 と決めたら、それに類似する意匠は、本意匠の意匠登録出 願の日から10年以内に出願する必要があります。
	(4) 内装の意匠	(5) 内装の意匠
(5) 秘密意匠	(6) 秘密意匠	

該当箇所	変更前	変更後
P69 Lesson 9 意匠登録を受けるための手続き まとめ	特殊な意匠として、①部分意匠、②動的意匠、③組物の意匠、④内装の意匠、⑤秘密意匠などがある。	特殊な意匠として、①部分意匠、②動的意匠、③組物の意匠、④ 関連意匠 、⑤内装の意匠、⑥秘密意匠などがある。
P70 Lesson 9 意匠登録を受けるための手続き Question の正解と解説 解説Aの6行目	「一組の ナイフ、フォークおよびスプーン セット」は経済産業省令で定められた組物に該当し、	「一組の 飲食用具 セット」は経済産業省令で定められた組物に該当し、
P211 Lesson 2 6 不正競争防止法 3 不正競争行為の類型 (3) 商品形態模倣行為 2行目に追加	いわゆるデッドコピーと呼ばれるほど他人の商品と形態がそっくりな商品を販売等する行為は規制されています（不競2条1項3号）。 なお 、真似される側の商品が、日本国内において	いわゆるデッドコピーと呼ばれるほど他人の商品と形態がそっくりな商品を販売等する行為は規制されています（不競2条1項3号）。 ただし、その商品の機能を確保するために不可欠な形態である場合は除かれます。また 、真似される側の商品が、日本国内において
P233 Lesson 2 9 種苗法 5 育成者権の効力とその制限 (3) 育成者権の効力が及ばない範囲 リスト	① 試験または研究を目的とした利用 ② 登録品種の育成方法について特許を有する者が、その特許された方法により登録品種の種苗を利用 ③ 農家の自家増殖(農業者が収穫物の一部を次の作付けの種苗として使用) ④ 育成者権者の意思により譲渡された場合、その譲渡された種苗等の利用（消尽）	① 試験または研究を目的とした利用 ② 登録品種の育成方法について特許を有する者が、その特許された方法により登録品種の種苗を利用 ③ 農家の自家増殖(農業者が収穫物の一部を次の作付けの種苗として使用) ③ 育成者権者の意思により譲渡された場合、その譲渡された種苗等の利用（消尽）
P234 Lesson 2 9 種苗法 5 育成者権の効力とその制限 (3) 育成者権の効力が及ばない範囲 1～8行目 差し替え	原則として、農家が次の作付けのために収穫物から種を保存する際には、権利者の許可が必要です。しかし、UPOV 条約（植物の新品種の保護に関する国際条約）は、農家が種子を保存することを権利の及ばない範囲に定めており、日本国では“農家の特権”といえるこの例外規定を採用しています。 ただし、2022年4月1日より、農業者による登録品種の自家増殖にも育成者権の効力が及ぶこととし、育成者権者の許諾に基づき行うこととされます。	これまで、農家の自家増殖（農業者が収穫物の一部を次の作付けの種苗として使用）は育成者権の効力が及ばないとされてきましたが、2022年4月1日より、自家増殖にも育成者権の効力が及ぶこととし、育成者権者の許諾に基づき行うこととされました。 ただし、自家増殖に許諾が必要となるのは国や県の試験場などが年月や費用をかけて開発し登録された登録品種です。現在利用されているほとんどの品種は一般品種（在来種、品種登録されたことがない品種、品種登録期間が切れた品種）であり、これらについては、今後も自由に自家増殖ができます。

該当箇所	変更前	変更後
P238 Lesson30 弁理士法 Keyword	特許業務 法人、産業財産権（工業所有権）手続、紛争処理、訴訟代理	弁理士 法人、産業財産権（工業所有権）手続、紛争処理、訴訟代理
P238～239 Lesson30 弁理士法 2 弁理士の業務 P 238… 1 カ所 P 239… 2 カ所	特許業務 法人	弁理士 法人
P238～241 Lesson30 弁理士法 2 弁理士の業務 Question の正解と解説 P 241… 3 カ所	特許業務 法人	弁理士 法人
P239 Lesson30 弁理士法 2 弁理士の業務 ③取引関連等業務 3行目に追加	特許、実用新案、意匠、商標、著作権等についての売買契約や、通常実施権の許諾に関する契約において、締結の代理または媒介や、これらに関する相談に応じることができます。	特許、実用新案、意匠、商標、著作権等についての売買契約や、通常実施権の許諾に関する契約において、締結の代理または媒介や、これらに関する相談に応じることができます。 また、令和3年法改正により、植物の新品種や地理的表示の保護に関する相談に応じることでもできるようになりました。